

社会保険 とやま

SHAKAI HOKEN TOYAMA

2022.8

隔月発行

No.641



CONTENTS

「日本年金機構」からのお知らせ

- 令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について
- 国民年金第3号被保険者が海外に転出した際の手続きについて
- 令和4年10月から育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます
- 「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

「協会けんぽ」からのお知らせ

- 医療費が高額になりそうなときは…
限度額適用認定証をご利用ください!
- 上手な医療のかかり方
- ～お薬と賢く付き合う方法～ ポリファーマシーについて

「社会保険協会」からのお知らせ

- 「冬季温水プール・トレーニング」共通利用補助券のご案内
- 東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム
「サンクス・フェスティバル」パスポートのお知らせ
- 第27回ビーチボール大会の参加者募集について

日々の現実から離れられる練習場

古沢ゴルフクラブ 〒939-2751 富山県富山市婦中町安田435 TEL 076-469-9200

広々とした220ヤードのフェアウェイ、自慢の天然芝が広がり、ゴルフファンの気持ちを高揚させます。
全館禁煙、全50打席、オートティーアップを完備しており、全国初の緑と茶の格子ネットが目を引きまします。
打席も広々として快適な練習を楽しんでいただけます。
ゴルフスクール、ショップ、ゴルフ工房を完備しています。



令和4年10月からの短時間労働者に対する 健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

法律改正に伴い短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。

「特定適用事業所」の要件

(変更前)被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所
 (変更後)被保険者(短時間労働者を除く)の総数が**常時100人を超える**事業所

※「被保険者の総数が常時100人を超える」とは、

- ①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が直近12か月のうち、6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ②個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が直近12か月のうち、6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。

事前のご案内

〈特定適用事業所該当事前のお知らせ〉

令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できる場合は、**同年8月頃**に対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付し、**同年10月頃**に「特定適用事業所該当通知書」を送付します。

〈特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ〉

令和4年8月に、令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月100人を超えたことが確認できる場合は、**同年8月頃**に対象の適用事業所に対して事前勧奨状として「特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ」を送付します。

また、令和4年9月にも同様の確認を行い、直近11か月(令和3年10月から令和4年8月)で5か月100人を超えることが確認できる場合は、**同年9月頃**に同通知を送付します。

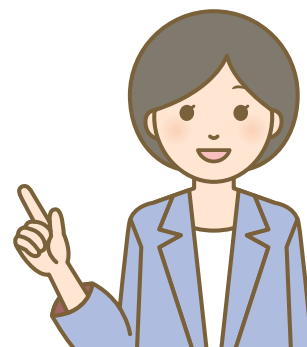
国民年金第3号被保険者が 海外に転出した際の手続きについて

○留学生、海外赴任に同行する者等海外特例要件に該当する場合

引き続き第3号被保険者になりますので、国民年金第3号被保険者関係届に必要な書類(査証(ビザ)等)を添付して提出します。

○その他の場合

第3号被保険者資格を喪失するため、国民年金第3号被保険者関係届により、第3号被保険者でなくなったことの届出が必要です。(日本国籍の方は海外転出中の期間、任意加入の届出を行うことにより、国民年金に加入することができます。(保険料の納付が必要です。))



その他海外特例要件に該当するケースがありますので、詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

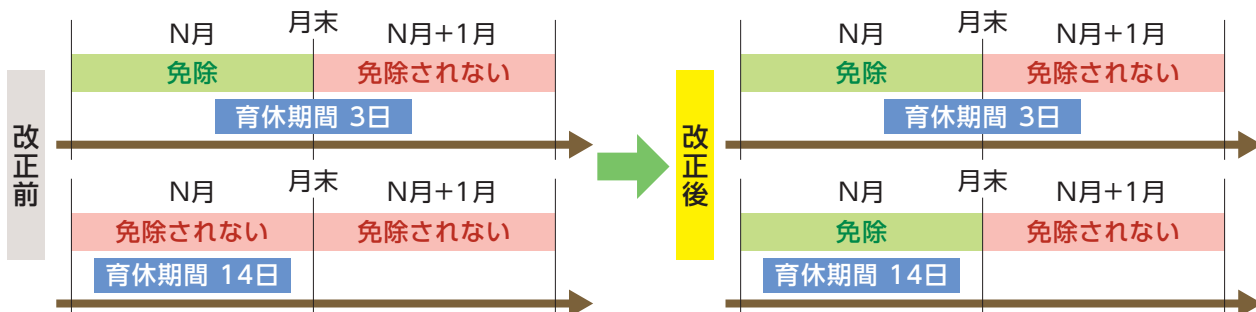


令和4年10月から育児休業等期間中における 社会保険料の免除要件が改正されます

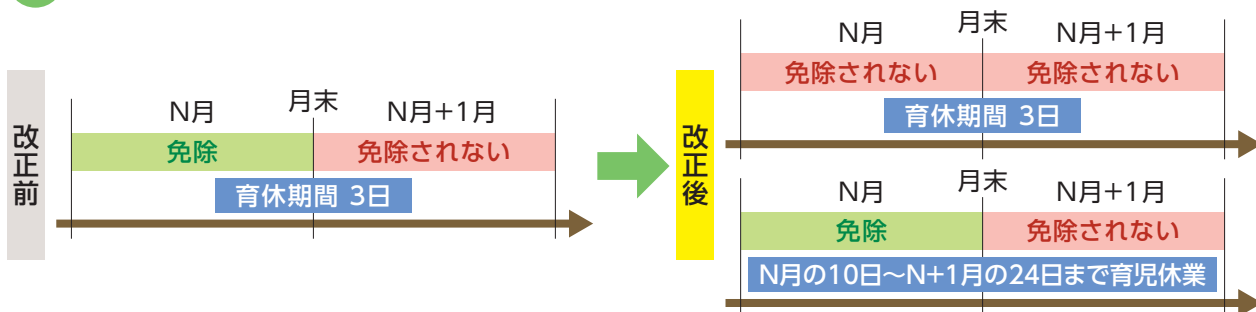
被保険者から育児休業または育児休業に準ずる休業を取得することの申し出があった場合に事業主からの届出により、育児休業の開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの社会保険料が免除となる制度です。

この度、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の公布にともない、令和4年10月から育児休業等期間中の保険料の免除要件が改正されます。主な改正内容は次の2点です。

1 月額保険料 育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に 加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。



2 賞与保険料 育児休業等を1月超(暦日で計算)取得した場合のみ免除されます。



「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっています。事業主が被保険者及び70歳以上被用者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出します。

この届出内容により標準賞与額が決定され、これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎となるものですので適切な届出をお願いします。

対象となる賞与

賃金、給料、棒給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。なお、年4回以上支給されるものが標準報酬月額の対象とされます。また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は対象外です。



医療費が高額になりそうなときは…

限度額適用認定証をご利用ください！

入院などで医療費が高額になったとき、限度額適用認定証を医療機関の窓口でご提示いただくことで、医療機関ごと(1か月単位)の窓口負担が標準報酬月額(お給料の等級)によって定められた自己負担限度額までとなります。

Check!


健康保険の制度では、事前に申請して交付される限度額適用認定証か、あとから払い戻しを受ける高額療養費を申請いただくことによって、支払いを自己負担限度額までにすることができます。

例：8月に20日間入院し、医療費が100万円かった場合(標準報酬月額30万円の方)

高額療養費

一旦**30万円**を負担して、
あとから**高額療養費**の
申請を行い、
212,570円払い戻しを受ける
(実質87,430円負担)

限度額適用認定証

87,430円を負担する

高額な医療費を一旦負担する必要のない
限度額適用認定証が**おすすめ**です！

※70歳以上75歳未満の被保険者の方

標準報酬月額が83万円以上の方・26万円以下の方は、高齢受給者証を提示いただくことで窓口負担が自己負担限度額までとなるため、ご申請は不要です。

ご利用の流れ 限度額適用認定証を利用するためには、事前に協会けんぽへの申請が必要です。

1

事前に郵送で
「**限度額適用認定
申請書**」を提出

2

「**限度額適用認定証**」
が交付される
(発行には1週間程度かかります)

3

2で交付された
「**限度額適用認定証**」
および「**保険証**」を
医療機関等に提示

申請書はダウンロードできます！

傷病手当金など、各種給付金の申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます。詳しい記入の手引きもご覧いただけますので、ご確認ください。



ダウンロードは
こちらから



お問い合わせは **協会けんぽ富山支部 業務グループ【☎076-431-6155】**まで

上手な医療のかかり方

近年、夜間の時間外受診や休日受診が増加しています。
医療現場の負担軽減や、安心して必要な医療を受けていただくために、「上手な医療のかかり方」を意識しましょう。

かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医をもち、継続的に同じ医師に診療を受けることで、病歴・体質・生活習慣などに基づいた治療を受けることができます。また、大きな病院での治療が必要な場合には、紹介状でスムーズに受診ができます。



診療時間内の受診を心がけましょう

医療機関が表示する診療時間以外に受診すると、原則として通常の診療費用のほかに、時間外加算が請求されます。急な病気や大けがなど緊急性の高い場合以外は、診療時間内に受診しましょう。

～お薬と賢く付き合う方法～

ポリファーマシーについて

ポリファーマシーという言葉を目にしたことはありますか？ポリファーマシーとは多剤併用のことで、単に服薬する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象（副作用等の悪い影響）のリスク増加や、服薬過誤（飲み忘れ、飲み間違い）などの問題につながる状態のことです。

年齢とともに服用するお薬の種類は増えていく傾向にあり、高齢者では6種類以上になると、特に副作用が発生する頻度が増えるというデータもあります。

お薬の重複や副作用を防ぐためにできること

●お薬手帳は一冊にまとめましょう

かかりつけ医やかかりつけ薬剤師を決めて、自分の病気と薬についてすべて把握してもらうようにしましょう。そして、複数のお薬手帳をお持ちの場合、薬の重複を防ぐためにも一冊にまとめましょう。

●使っている薬があれば必ず伝えましょう

病気ごとに異なる医療機関にかかっている場合、薬が重複したり増えすぎたりしないよう、医師や薬剤師に使っている薬（市販薬も含め）をすべて正確に伝えましょう。

●高齢家族の服薬に関心を持ちましょう

高齢になると複数の持病をかかえることが増えてきます。ご家族が誤った服薬をしていないか、飲み残しがないか、年に一度はかかりつけ医やかかりつけ薬剤師に確認してもらいましょう。





『冬季温水プール・トレーニング』共通利用補助券のご案内

ご利用期間 令和4年10月1日～令和4年2月28日まで

利用対象者 協会会員事業所の事業主、被保険者、被扶養者

申込方法 右記様式にて申込書を作成してください。
返信用封筒に切手(*下表参照)を貼付し、宛先をご記入のうえ申込書と併せて当協会まで郵送してください。



※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前にFAX
《076-433-3664》してください。

※なお、補助券の配布、発送は9月18日より始めますのでご了承ください。

申込様式

冬季温水プール・トレーニング共通利用補助券申込書

事業所名	
事業所所在地 〒	
協会会員番号 (例) 1-3373	
電話番号	FAX番号
担当者名	希望枚数 枚

ご利用方法 利用補助券に事業所名、氏名、利用年月日を記入して、利用される下記施設にご提出のうえ、会員利用料をお支払いください。

施設名	対象者	利用時間	一般利用料→ 会員利用料	利用可能エリア
とやま健康パーク(富山市)	高校生以上	3時間	1,000円 → 700円	プール・トレーニングジム・浴室
タランピア(滑川市)	16歳以上	1日	870円 → 470円	ダイナミックゾーン
らくちへの(朝日町)	中学生以上	1日	1,150円 → 850円	プール・トレーニングジム・浴室
桜ヶ池クアガーデン(南砺市)	中学生以上	1日	1,500円 → 900円	プール・浴室
常願寺ハイツ(立山町)	高校生以上	2時間	660円 → 360円	プール・トレーニングジム・浴室

各補助券共通事業所規模上限枚数

事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金
1～9人	10枚	84円	30～49人	30枚	94円	200～299人	80枚	140円	500～749人	200枚	250円
10～29人	20枚	84円	50～99人	40枚	94円	300～399人	100枚	140円	750～999人	250枚	250円
			100～199人	50枚	94円	400～499人	150枚	210円	1,000人以上	300枚	250円



東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム 「サンクス・フェスティバル」パスポート

第1期

ご利用期間 **2022年10/11(火)～11/30(水)**

※対象日が決まっていますので、詳細は利用者専用サイトでご確認ください。

第2期ご利用期間：2023年1月中旬～2023年3月中旬(予定)

販売期間 第1期：2022年8月18日(木)14時～2022年11月30日(水)

第2期：決定次第お知らせいたします。※パークチケットは、2カ月先まで順次販売されます。

「サンクス・フェスティバル」パスポート チケット価格

大人 18才以上

¥7,900

中人(中学・高校生)12～17才

¥6,600

小人(幼児・小学生)4～11才

¥4,700

※一般チケット価格は日にちにより変動いたしますが、「サンクス・フェスティバル」パスポートは固定価格です。



コーポレートプログラム利用券
を使えばさらにお得!

購入例

10/11 入園分チケットの場合 大人一般チケット価格¥8,400 ▶「サンクス・フェスティバル」パスポートなら**¥7,900**

500円お得!

10/13 入園分チケットの場合 大人一般チケット価格¥8,900 ▶「サンクス・フェスティバル」パスポートなら**¥7,900**

1000円お得!

ご購入は
オンラインで!

「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム」

利用者専用サイトにアクセス ▶▶▶

コーポレートプログラム 利用者専用サイト 検索



< 購入方法に関するお問い合わせ >

東京ディズニーリゾート・オンライン予約・購入サポートデスク TEL. 0570-00-1928 (10:00～15:00(年中無休))

ご購入にあたって

●コーポレートプログラム利用券をご利用いただけます。利用方法は、利用者専用サイトでご確認ください。
●お支払いはクレジットカードに限りません。●購入後のキャンセル、払い戻しはできません。●このチケットの購入に必要な情報および購入したチケットを購入対象者以外の第三者に対して、有償・無償を問わず譲渡(インターネットオークションへの出品行為含む)はできません。●本内容は、予告なく変更または終了する場合があります。●その他チケットに関する詳細は、利用者専用サイトをご確認ください。

来園されるゲストの皆さまへお願い

入園時に検温を実施し、37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合はチケットをお持ちの場合でも入園をお断りいたします。

また、入園後に体調不良となった場合、症状によってはご退園いただくことがあります。詳細は東京ディズニーリゾート・オフィシャルウェブサイト(https://www.tokyodisneyresort.jp)をご確認ください。

※写真・イラストはイメージです。©Disney

第27回 健康保険ビーチボール大会

開催日 10月1日(土) 開会式 9時～

会場 富山県総合体育センター(富山市秋ヶ島183)

参加者募集!

参加資格 協会管掌・組合管掌健康保険の事業主、被保険者及び配偶者

競技区分 混合の部(試合に出場する男性が2名以内であること。女子のみも可)

参加料 1チームにつき 会員事業所 1,000円 非会員事業所 3,000円
(傷害保険料含) ●参加された各チームに参加賞をお渡しします。

適用規則 日本ビーチボール協会認定ルール適用

申込方法 下記参加申込書を作成の上、FAX(076-433-3664)にて9月16日までお申し込みください。受付後のご連絡はいたしません。
ホームページに9月20日より掲載の受付名簿をご確認のうえ、当日ご参加ください。

実施要項 **要項は、当協会ホームページの新着情報に掲載しますので、ご確認ください。**

※受付にて非接触性体温計により体温の計測をします。マスクを着用して開会式に参加してください。
プレー中は、熱中症の危険があるのでマスクの着用は義務付けません。
※ビブス(ゼッケン)の貸出はしませんので、各チームで用意してください。

- チーム編成**
- 同一事業所に勤務する人で編成することとし、1チームのメンバーは7名以内となります。
 - 同一事業所でのチーム編成が困難な場合、2以上の事業所が連合して1チームを編成することが可能です。
 - 7名登録の場合、監督は選手を兼ねることができます。
 - 同一者を複数のチームに登録することはできません。
 - 大会当日、選手は必ず下記のゼッケン番号を前後に表示してください。

申込様式

申込期限
9月16日(金)
必着

ふりがな					
チーム名	注意: 事業所名としてください。略しても結構です。同一事業所で複数参加の場合は語尾にA・B…とつけてください。				
事業所名		協会番号	(例) 1-3373		
事業所住所	〒 -				
電話番号	() -				
代表者名		代表者連絡先	() -		
ゼッケン/番号	氏名	性別	年齢	被保険者証番号	
1	監督				
2	主将				
3					
4					
5					
6					
7					

※新型コロナウイルス感染状況により中止の場合もありますので、予めご了承ください。

お問い合わせ先

一般財団法人 富山県社会保険協会
〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
<https://www.shaho-toyama.or.jp/>



一般財団法人 富山県社会保険協会

令和3年度事業報告及び決算報告

会員の皆様におかれましては、当社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年6月定例理事会・定時評議員会にて、令和3年度の事業報告並びに収支決算に関する審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されました。

令和3年度 事業報告(概要)

1 制度の啓発事業

- (1) 広報誌「社会保険とやま(年6回発行)」を会員事業所及び関係機関等に配付し、社会保険制度の周知・啓発に努めた。
- (2) 協会のホームページに広報誌や新着情報を掲載して、制度の啓発や健康づくり事業等の促進を図った。
- (3) 事業所の事務担当者を対象にした健保・年金・雇用・労働保険の実務について、動画配信によるWeb講習を実施し、社会保険制度の啓発を図った。

2 健康づくり事業

- (1) 希望される会員事業所に保健師、運動指導士を派遣し、「健康講習会」を開催したり、健康運動指導者を派遣し、「健康体操」を実施したりすると共に、動画配信を活用してのWeb講習を実施した。また、職場での利用が難しい被保険者の方々を対象にWebを活用した健康講座「ヨーガ講座」を行い、健康に対する意識の向上と健康づくりを実践した。
- (2) 被保険者等の健康の保持増進を図るため、ボウリング教室等を実施した。

3 福利厚生事業

「山の家」「山の温泉」「海の家・プール」「スキーリフト」「黒部峡谷鉄道」「宿泊施設」「県外宿泊施設」「優待施設」「冬季温水プール・トレーニング」「美術館(企画)観覧」「ボウリング場」「ゴルフ練習場」「東京ディズニーリゾート」「バッティングセンター」「富山市ファミリーパーク」の利用補助事業を実施した。

4 支援事業

事業所の事務担当者、年金委員及び健康保険委員の資質の向上を図るため、社会保険制度の参考図書の配付や富山県社会保険委員会連合会に対する助成を行った。

令和3年度正味財産増減計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【経常増減の部】

(単位:円)

経常収益	基本財産運用益	0
	特定財産運用益	0
	受取会費	38,455,431
	事業収益等	564,000
	経常収益計	39,019,431
経常費用	制度の啓発事業費	16,942,499
	健康づくり事業費	7,272,834
	福利厚生事業費	6,641,222
	支援事業費	1,847,940
	管理費	3,192,578
	その他費用	6,179,181
	経常費用計	42,076,254
	当期経常増減額	△3,056,823

【経常外増益の部】

(単位:円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常増減額	0
当期一般正味財産増減額	△3,056,823
一般正味財産期首残高	99,625,988
一般正味財産期末残高	96,569,165

日本年金機構からのお知らせ

令和4年9月・10月の年金出張相談所(事前予約制)

相談時間 午前10時～午後3時

- 年金出張相談所にお越しの際は、事前にお電話でご予約願います。(予約先:管轄年金事務所)
- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力願います。

※印は定例曜日と異なる日

富山管内	大久保ふれあいセンター	9月 9日(金)	10月14日(金)
	大山地域市民センター	———	10月12日(水)
	八尾コミュニティセンター	9月 7日(水)	10月 5日(水)
	婦中行政サービスセンター	9月16日(金)	10月21日(金)
	氷見市役所	9月14日(水)	10月12日(水)
高岡管内	氷見商工会議所	9月28日(水)	10月26日(水)
	射水市役所	9月20日(火)	10月18日(火)

魚津管内	滑川市役所	9月 8日(木)	10月13日(木)
	上市町働く婦人の家	9月27日(火)	10月25日(火)
	立山町元気交流ステーション	9月 1日(木)	10月 6日(木)
	入善町役場	9月15日(木)	10月20日(木)
	朝日町役場	9月21日(水)	10月19日(水)
砺波管内	小矢部市役所	9月 6日(火)	10月 4日(火)
	城端市民センター	9月13日(火)	10月11日(火)
	福光市民センター	9月22日(木)	10月27日(木)

来訪相談のご予約は

「予約受付専用電話」へ 0570-05-4890

●受付時間

月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6631-7521へ

年金相談についての一般的なお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」へ 0570-05-1165

●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1165へ

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ(事業所、厚生年金加入者向け)

「ねんきん加入者ダイヤル」へ 0570-007-123

(事業所、厚生年金加入者向け)

●受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6837-2913へ

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ 0570-058-555

●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1144へ

富山年金事務所 076-441-3926

高岡年金事務所 0766-21-4180

魚津年金事務所 0765-24-5153

砺波年金事務所 0763-33-1725

受信後は、ご案内のアナウンスが流れます。ご希望の番号を選択いただくことで担当者へのお取次ぎを行いますので、その後、ご用件を申し付けください。

【発行】一般財団法人 富山県社会保険協会 富山市湊入船町3-30 TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664

https://www.shaho-toyama.or.jp/

令和4年8月20日

【記事提供】日本年金機構中部地域部 / 全国健康保険協会富山支部

(富山・高岡・魚津・砺波年金事務所)

〈制作・印刷〉

株式会社富士印刷